

ハラスメント防止対策に関する基本指針

社会福祉法人興仁会

(基本的な考え方)

1. 社会福祉法人興仁会は、利用者に対してより良いサービスを提供するために、職場及びサービス提供現場におけるハラスメントを防止することを目的とし、本方針を定めることとする。
2. 本方針におけるハラスメントとは、下記をいう。

職 場	<p>(1) パワーハラスメント、モラルハラスメント</p> <ul style="list-style-type: none">①身体的な攻撃（暴行・障害）②精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）③人間関係の切り離し（隔離・仲間外し・無視）④過小な要求（仕事を与えない、又は能力とかけ離れた程度の低い仕事を命じる）⑤過大な要求（業務上明らかに不要なことや、遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）⑥個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること） <p>(2) セクシャルハラスメント</p> <ul style="list-style-type: none">①性的な内容の発言（性的な事実関係を尋ねること・性的な内容の情報を流布すること・性的な冗談やからかい・食事やデートへの執拗な誘い・個人的な性的体験談を話すこと）②性的な行動 <p>(3) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等ハラスメント</p> <ul style="list-style-type: none">①制度利用を阻害する言動②妊娠・育児休業・介護休業を理由に、不利益な取り扱いを示唆する言動
サービス提供時	<p>職員から利用者・家族等へのハラスメント、利用者・家族等から職員へのハラスメントの両方をさす</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 身体的暴力（回避した為危害を免れたケースも含む） 例：ものを投げる・叩く・蹴る 等(2) 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為） 例：大声を出す・理不尽な要求をする 等(3) セクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ・好意的態度の要求・性的ないやがらせ 等）(4) その他相手に対して、威圧的な態度、危害を加える行為

(職場におけるハラスメント対策)

3. 当法人職員間及び取引業者、関係機関の職員との間において、上記2に掲げるハラスメントが発生しないよう、下記の取り組みを行う。

(1) 円滑に日常業務が実施できるよう、日頃から正常な意思疎通に留意する。

(2) 特に役職者においては、ハラスメント防止に十分な配慮を行う。

4. ハラスメント防止のために、年1回は本基本方針を徹底するなどハラスメント研修を行う。

5. ハラスメントの相談窓口を職場内に設置することとする。

相談窓口担当者 082-432-2250 (興仁会 総務課)

・総務課長 友保 充博 tomoyasu@koujinkai21.or.jp

・広報研修課長 藤井 洋子 fujii@koujinkai21.or.jp

(1) ハラスメントの相談を行った職員が不利益を被らないよう、十分留意する。

(2) ハラスメントを行ったと指摘された職員については、弁明の機会を与える。

(3) ハラスメントの判断や対応は、経営会議で検討する。

6. 上記5により、ハラスメントを行ったと判断された場合は、当法人就業規則第50条「懲戒」の第1項に該当し、同51条により対応する。

(サービス提供時におけるハラスメント対策)

7. 職員による利用者・家族等へのハラスメント及び利用者・家族等によるハラスメント防止に向け、下記の対策を行う。

(1) 下記の点を利用者・家族等に周知する。

①法人事業所が行うサービスの範囲及び費用

②職員に対する金品の心付けのお断り

③サービス提供時のペットの保護(ゲージに入れる、首輪でつなぐ等)

④サービス内容に疑問や不満がある場合、又は職員からハラスメントを受けた場合は、気軽に法人に連絡いただく

⑤職員へのハラスメントを行わない事

8. 職員が、利用者・家族等から暴力やセクシャルハラスメントを受けた場合及び利用者家族等に何らかの異変を感じた場合は、上司及び相談窓口担当者に報告・相談を行う。

9. 相談窓口担当者は、相談や報告のあった事例について問題点や課題を整理し、経営会議で検討し、必要な対応を行う。

(職員研修)

10. 下記の事項について、年1回の研修を行う。

(1) 本基本方針

(2) 服装や身だしなみとして注意すべきこと

(3) 職員個人の情報提供に関して注意すべきこと

(4) 利用者・家族等から、苦情又は不満があった場合に、速やかに報告・相談すること、また、できるだけその出来事を客観的に記録すること

(5) ハラスメントを受けたと少しでも感じた場合は、速やかに報告・相談すること。

(6) その他、利用者・家族等から理不尽な要求があった場合には、適切に断る必要があること、その場合には速やかに報告・相談すること。

この指針は、令和4年4月1日から施行する。